

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類の経由)</p> <p>第1条の7 法第5章、建設省令又は第1条の4から前条までの規定により知事に提出する書類のうち、県内に本店を有する浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者に係るものは、当該本店の所在地を所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。</p> <p>(申請書の添付書類)</p> <p>第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 <u>知事</u>は、申請者（個人である場合に限る。）及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第30条の7第5項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定による利用ができないときは、申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p> <p>(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)</p> <p>第5条 条例第4条第3項の規定に基づき登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書（様式第5号）を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>知事</u>は、届出者（個人である場合に限る。）及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の7第5項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定による利用ができないときは、届出者に対し、住民票の抄本又はこれ</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第1条の7 法第5章、建設省令又は第1条の4から前条までの規定により知事に提出する書類のうち、県内に本店を有する浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者に係るものは、当該本店の所在地を所管する<u>広域振興局長</u>を経由しなければならない。</p> <p>(申請書の添付書類)</p> <p>第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦2.5センチメートル、横2センチメートルのものでその裏面に氏名を記載したもの）2枚</u></p> <p>2 <u>保健所長</u>は、申請者（個人である場合に限る。）及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第30条の7第5項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定による利用ができないときは、申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p> <p>(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)</p> <p>第5条 条例第4条第3項の規定に基づき登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書（様式第5号）を<u>所管保健所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>保健所長</u>は、届出者（個人である場合に限る。）及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の7第5項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定による利用ができないときは、届出者に対し、住民票の抄本又は</p>

に代わる書面を提出させることができる。

(浄化槽管理士証)

第10条 [略]

2 知事は、条例第4条第1項の規定による登録をしたときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、前項の浄化槽管理士証を交付するものとする。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士証の記載事項に変更を生じたときは、浄化槽管理士証書換え交付申請書(様式第10号)により速やかに知事に浄化槽管理士証の書換えを申請しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士証を亡失し、又はき損したときは、浄化槽管理士証再交付申請書(様式第11号)により速やかに知事に浄化槽管理士証の再交付を申請しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、浄化槽管理士証返納書(様式第12号)により浄化槽管理士証を速やかに知事に返納しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者の営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が浄化槽法(昭和58年法律第43号)第45条第3項の規定に基づき浄化槽管理士免状の返納を命ぜられた場合若しくは当該浄化槽保守点検業者の専属でなくなった場合又は亡失により浄化槽管理士証の再交付を受けた浄化槽保守点検業者が当該亡失した浄化槽管理士証を発見した場合 当該浄化槽保守点検業者

(2)・(3) [略]

様式第1号の7(第2条関係)

[略]

岩手県知事 様

[略]

様式第2号(第3条、第6条関係)

[略]

岩手県知事 様

[略]

様式第5号(第5条関係)

[略]

岩手県知事 様

[略]

様式第6号(第6条関係)

[略]

岩手県知事 様

これに代わる書面を提出させることができる。

(浄化槽管理士証)

第10条 [略]

2 保健所長は、条例第4条第1項の規定による登録をしたときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、前項の浄化槽管理士証を交付するものとする。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士証の記載事項に変更を生じたときは、浄化槽管理士証書換え交付申請書(様式第10号)により速やかに所管保健所長に浄化槽管理士証の書換えを申請しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士証を亡失し、又はき損したときは、浄化槽管理士証再交付申請書(様式第11号)により速やかに所管保健所長に浄化槽管理士証の再交付を申請しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、浄化槽管理士証返納書(様式第12号)により浄化槽管理士証を速やかに所管保健所長に返納しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者の営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が法第45条第3項の規定に基づき浄化槽管理士免状の返納を命ぜられた場合若しくは当該浄化槽保守点検業者の専属でなくなった場合又は亡失により浄化槽管理士証の再交付を受けた浄化槽保守点検業者が当該亡失した浄化槽管理士証を発見した場合 当該浄化槽保守点検業者

(2)・(3) [略]

様式第1号の7(第2条関係)

[略]

岩手県 保健所長 様

[略]

様式第2号(第3条、第6条関係)

[略]

岩手県 保健所長 様

[略]

様式第5号(第5条関係)

[略]

岩手県 保健所長 様

[略]

様式第6号(第6条関係)

[略]

岩手県 保健所長 様

<p>[略]</p> <p>様式第7号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">岩手県知事 氏 名印</p> </div> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第11号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第12号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第13号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式第7号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県 保健所長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">岩手県 保健所長 氏 名印</p> </div> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県 保健所長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第11号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県 保健所長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第12号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県 保健所長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第13号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県 保健所長 様</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の浄化槽法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は浄化槽管理士証について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は浄化槽管理士証については、なお従前の例による。